

国民健康保険税が変わります

新制度で変わったことは？

●算定項目に後期高齢者支援金が新たに加わります

国の医療制度改革により、平成20年4月に、75歳以上の人が加入する医療保険として、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されました。

この制度を支援するために各医療保険から、後期高齢者の医療費の40%相当を拠出することとされており、国民健康保険においては、従来の医療分（被保険者の医療費に充てる分）と、介護分（介護費用に充てる分）に加え、新たな課税項目として後期高齢者支援金等課税分（後期高齢者医療制度の医療費に充てる分）が追加され、合算して納付していただくこととなります。

なお、支援金分が新たに追加されましたが、平成19年度分の医療分の税率と、20年度からの医療分と支援金分を合

算した税率に変わりはありません。

●課税限度額および税率が変更となりました

国民健康保険税は、被保険者間の負担を公平化するよう、税率と課税限度額を決定しています。

しかし、増え続ける医療費などを考慮し、地方税法の改正などに基づき税体系を検討した結果、平成19年度の医療分の課税限度額56万円を20年度は47万円、支援金分を12万円とし、合計59万円に変更となり、改正前より3万円引き上げられました（介護分の課税限度額は、変更されません）。

また、40～64歳の人には、医療分と介護分を納付していただいておりますが、介護分については前年度の実績に基づき、所得割の税率を2.27%から1.8%に、均等割を9,500円から8,000円に、平等割を6,500円

から6,400円にと、それぞれ引き下げられています。詳しくは税率改正表をご覧ください。

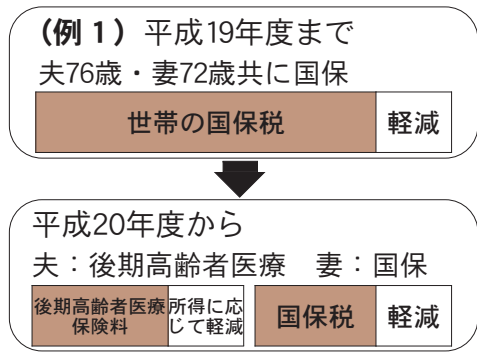
●後期高齢者医療で国民健康保険税が軽減されます

75歳以上（一定の障害がある65歳以上を含む）の人は、後期高齢者医療制度に移行します。世帯内で国民健康保険に加入している人の保険税の負担が急に増えないよう、一定期間、次のような軽減を受けることができます。

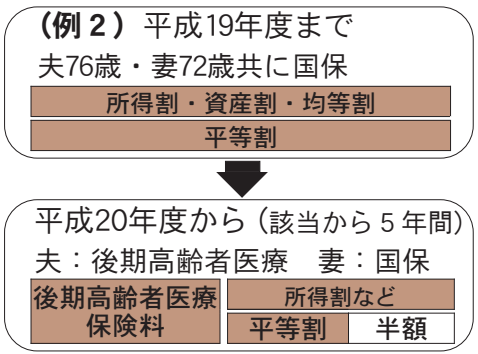
●75歳以上の人が後期高齢者医療制度に加入し、75歳未満の人が国民健康保険に加入する場合

①国民健康保険税の軽減を受けている世帯は、国保世帯員が後期高齢者医療制度に移行したため、世帯の国保加入者が減少しても軽減がはざれることのないよう、5年間は移行した人の人数や所得金額も

含めて軽減判定され、今までと同じ保険税の軽減措置が受けられます（例1）。



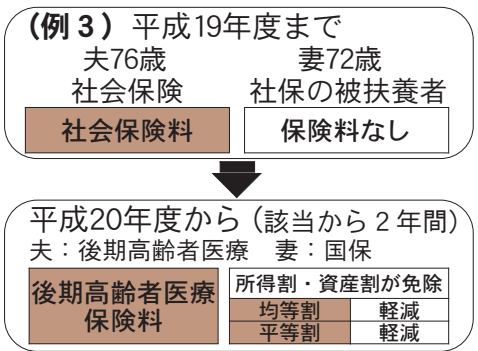
②75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移したため、世帯の国保加入者が一人となる場合には、5年間、医療分と支援金分の平等割額が半額になります（例2）。



●75歳以上の人が社会保険などの保険から後期高齢者医療制度に加入し、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入する場合

社会保険などに加入していた人が75歳以上のため、後期高齢者医療保険に加入したことによって、社会保険の被扶養者から新たに国民健康保険に加入（国保資格取得日に65歳以上の人）する場合は、新たな負担の緩和措置として、申請することによって2年間、次のように減免（例3）されます。

①所得割、資産割は所得や資産の有無にかかわらず課税されません。
②均等割が半額になります。
③世帯の国保加入者が、社会



保険の旧被扶養者のみの場合、平等割も半額になります。

一部世帯で年金からの天引き（特別徴収）が始まります

これまで登米市での納付方法は、納付書または口座振替でしたが、4月から次の要件に当てはまる場合は、新たに特別徴収（年金天引き）が開始されています。

なお、それ以外の人については、これまでどおり納付書、または口座振替による納付となります。

①その世帯の国保加入者が、65歳以上75歳未満の人だけの場合
②納税義務者となつている世帯主（国保加入以外の世帯主は除く）の年金受給額が年額18万円以上の場合
③年金天引きとなる国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金額の2分の1以下の場合

※世帯主の年金から天引きされる国民健康保険税は、その世帯の国民健康保険加入者も含まれた税額となります。

※年金天引きになることで、国民健康保険税額が上がることがあります。

税率改正表

区分	医療分 現行	医療分 改正後		介護分 現行	介護分 改正後
		医療分	後期高齢者支援金分		
所得割額 (前年分所得-33万円) ×税率	9.53%	6.50%	3.03%	2.27%	1.80%
		合計	9.53%		
資産割額 本年度固定資産 産税額×税率	10.10%	7.00%	3.10%	5.50%	5.50%
		合計	10.10%		
均等割額 被保険者一人につき	26,000円	19,500円	6,500円	9,500円	8,000円
		合計	26,000円		
平等割額 一世帯につき	26,500円	20,000円	6,500円	6,500円	6,400円
		合計	26,500円		
課税限度額	560,000円	470,000円	120,000円	90,000円	90,000円
		合計	590,000円		

平成18年税制改正に伴う
税負担緩和措置が終了

昭和15年1月1日以前に生まれた人で、公的年金収入がある人については、所得割を計算する際に緩和措置として公的年金所得から特別控除が適用されていましたが、この緩和措置が平成19年度で終了し、20年度からは、特別控除の適用は廃止されます。

納税通知書の発送について

本年度の所得の確定に伴い、国民健康保険税および介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書を7月中旬に送付する予定です（普通徴収の人は第9期までの納付書が同封されます）。

国民健康保険税の減免について

災害や失業、病気などにより生活が著しく困窮し、納付が困難な場合は、国民健康保険税の全部または一部が減免される場合がありますので、

生活課にご相談ください。

国民健康保険資格の異動届は忘れずに

国民健康保険に加入している世帯で、
①転入・転出した人がいる場合
②就職などにより、国民健康保険から社会保険に加入した人がいる場合

（国民健康保険の資格は自動的に変更されませんのでご注意ください）

③離職などにより、社会保険に加入していた人が社会保険をやめた場合
などの事由が発生した場合

は、各総合支所市民福祉課で手続きが必要になります。届け出をしていただくことにより、国民健康保険税についても税額が変更されることになります。

【問い合わせ】

総務部税務課
国民健康保険係
☎0220(22)2163